

上田市都市景観賞実施要綱の変更について

1 都市景観賞の概要

上田市都市景観賞は、上田らしい個性的で魅力的な景観を形成し、地域に誇りと愛着が感じられる美しいまちづくりに貢献する物件や活動を表彰するものです。旧上田市で平成4年から実施をしており、合併した以後も隔年で開催しています。上田市景観条例に表彰に関して規定し、上田市都市景観賞実施要綱に基づき表彰をしています。

参考 上田市景観条例抜粋

第33条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、屋外広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者その他の関係者を表彰することができる。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、良好な景観の形成に著しく貢献した個人又は団体を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定により表彰をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 過去の応募件数と受賞件数

平成4年から平成25年までの応募件数は306件で、そのうち建築物等42件、活動団体8件を表彰しています。

回数	年度	応募件数	受賞件数	回数	年度	応募件数	受賞件数
1	平成4年度	48	3	8	平成13年度	17	2
2	平成5年度	24	2	9	平成15年度	20	5(1)
3	平成6年度	20	2	10	平成17年度	22	6(2)
4	平成7年度	20	3	11	平成19年度	19	5(1)
5	平成8年度	29	3	12	平成21年度	14	4
6	平成10年度	26	4(1)	13	平成23年度	12	4(1)
7	平成11年度	24	4(1)	14	平成25年度	11	3(1)
合計						306	50(8)

平均応募数及び平均受賞数

第1回～第10回(旧上田市)		第11回～第14回(新上田市)	
平均応募数	平均受賞数	平均応募数	平均受賞数
25	3.4	14	4

() うち、活動団体受賞者数

3 前回の都市景観賞選考時に出された意見および他市の状況

- ・「5年以内に完成したもの」という制限は不要ではないか。年数が経った方がいいというものもある。
- ・市の施設を含めないというのはおかしい。市で整備したもので、他薦であれば良いのではないか。
- ・物件と活動との部門を分けてもいいのではないか。評価が難しい。審査の基準を明確にしてほしい。

	長野市	松本市	上田市
完成年の制限	なし (平成23年から制限をなくした)	おおむね10年	5年
公共施設の表彰の有無	あり (原則1作品まで)	あり	なし
表彰部門の有無	なし (景観賞、景観奨励賞)	4部門 建築物・工作物、公共施設 まちづくり活動、まちなみ (全体の中から最優秀景観賞1、 部門賞、奨励賞)	なし (都市景観賞、特別賞)

4 上田市都市景観賞実施要綱の変更について(別紙参照)

- ・上田市都市景観賞実施要綱の第1条中、「表彰し、」のまえに、「、上田市景観条例(平成24年条例第40号。以下「条例」という。)第33条により」を加える。
- ・同第2条第2号のあとに新たに第3号を次のように加える。
「広告物 屋外で表示される広告物をいう。ただし、はり紙、はり札、広告幕、のぼり旗など表示される期間が半永久的でないものは除く。」
- ・同第2条第3号を第4号に改める。
- ・同第3条中「上田市内で新築又は改築された」を「上田市内の」に改める。
- ・同第5条中、「上田市景観審議会」のまえに「条例第34条により設置された」を加える。
- ・同第6条第1号中「上田市都市景観デザインマニュアル」を「上田市景観計画」に改める。
- ・同第6条第2号を削除する。
- ・同第3号を第2号に繰り上げ、「の表彰作品」を「を受賞した建築物等」に改める。

5 上田市都市景観賞の審査基準について

(1) 賞の対象となるもの

- ・上田らしい魅力にあふれているもの
- ・水や緑などの自然を生かし、調和を図ったもの
- ・まちのにぎわいづくりに貢献しているもの
- ・やすらぎと潤いをもたらしているもの
- ・个性的でデザインに優れているもの
- ・良好な景観を創出しているもの
- ・公開性のある(沿道から見える)もの
- ・公共施設も対象とする
- ・个性的でデザインに優れている看板等の屋外広告物

(2) 賞の対象とならないもの

- ・国、県または市が指定した文化財
- ・景観法に基づく景観重要建造物等
- ・法令に違反しているもの
- ・過去に上田市都市景観賞を受賞しているもの
- ・華美で景観に悪影響を及ぼしている屋外広告物